車検伸長制度におけるＱ＆Ａ

（問１）車検の伸長制度は、車検とどこが異なる点ですか。

（答１）車検は継続検査を受け１年間使用することができますが、伸長は、まず、認定農業者であることや営農用に使用されることなど、７項目の指定要件を満たす場合に、農業者の申請手続きと、伸長制度に基づく指定点検整備事業者の点検・整備を受けた後、車検の有効期間を１年間伸ばすものです。ただし、伸長期間中に営農中断や対象車両を譲渡するなど、指定要件を満たさなくなった時点で、取消しとなり、車検を受けなければ使用することができなくなります。

（問２）この制度の経費削減のメリットはありますか。

（答２）点検・整備費、自動車重量税、自賠責保険料は、車検と同様に必要となりますが、検査手数料（印紙代）は不要です。

（問３）なぜ、車検伸長制度を実施するのですか。

（答３）国においては、２年車検を法制化するにあたり、安全性を十分に検証する必要があると判断し、指定を受けた農業用貨物自動車の点検・整備のデータを収集、分析するために、国際戦略総合特区として指定を受けている十勝管内に限って車検伸長制度を実施するものです。

（問４）車検伸長を実施しなければいけないものですか。

（答４）答１にも記載のとおり、伸長期間中であっても指定要件を満たさなくなった場合は、指定が取り消され、車検を受けなければ公道を走行することができなくなります。このため、営農を中止する、車両を譲渡するなど、指定要件を満たさないことが想定される方は、車検を受けてください。車検伸長は、義務化ではありませんが、２年車検の法制化に向けて、多くの車両データを必要とすることから、ご協力をお願いするものです。

（問５）車検伸長制度はいつまで続きますか。

（答５）実施期間は示されていませんが、当初の目標は十勝管内で１万台と言われていることから一定期間を要するものと思われます。

（問６）車検伸長はどこの自動車整備工場でも対応できますか。

（答６）車検伸長制度に基づく「指定点検整備事業者」となっていることから、恐れ入りますが申請書を提出する前に予め、依頼する工場にご確認をお願いします。指定を受けていない工場等では、車検整備となります。

（問７）依頼する整備工場が「指定点検整備事業者」となっていない場合は、工場を変更しなければならないのですか。

（答７）工場を変更していただくことまでは考えておりませんので、その場合は、車検を受けてください。

（問８）ユーザー車検でも車検伸長ができますか。

（答８）ユーザー車検の場合は、車検伸長を受けることができません。

（問９）すでに車検を受けた場合は、どうなりますか。

（答９）すでに車検を受けた方は、申請ができないため、次回の車検満了の１カ月前に申請書を提出することで、車検伸長を受けることができます。

（問10）車検伸長の期間はどうなるのですか。

（答10）指定要件を満たしている場合は、車検の有効期間が１年間伸びることになり、１年後は車検、さらに１年後は伸長と繰り返します。

（問11）指定を受ける場合の申請書はいつでも提出ができますか。

（答11）車検満了の１カ月前から申請することとなっていますので、車検証でご確認をお願いします。（26.7.26満了の場合は26.6.26から申請が可能です。）

（問12）申請手続きは毎年行うものですか。

（答12）対象車両１台につき、１度申請していただくものです。その後、指定要件を満たしている場合には、指定書を交付します。なお、指定書は指定要件を満たしている限り、有効です。

（問13）申請手続きはどこで行うものですか。

（答13）認定農業者であることや、車検証の確認が必要なため、幕別町経済部農林課農政係又は忠類総合支所経済建設課産業振興係の２カ所で申請を受け付けいたします。

（問14）申請手続きに必要な書類はありますか。

（答14）申請日現在の走行距離を確認（メモ）していただき、車検証及び１年以内に実施した点検整備記録簿（原本又は写し）、印鑑を持参願います。（代理の方が申請する場合は、免許証等の身分を証するものが必要となります。）

（問15）申請書の記入にあたって注意する点はありますか。

（答15）申請書の住所・氏名は、車検証に記載の使用者の住所・氏名と一致していなければ申請書を受け付けることができません。また、車検証に記載の使用者は、認定農業者又は認定時の経営改善計画書に記載の構成員でなければなりません。このため、一致していない場合は、車検証の住所等を変更する必要があります。

（問16）車検証の使用者が父親の場合は、車検伸長の申請は可能ですか。

（答16）車検証の使用者（父親）が認定農業者又は認定時の経営改善計画書に記載の構成員であれば、父親の名前で申請することは可能です。車検証の使用者が認定農業者となっていない場合や認定時の経営改善計画書に記載の構成員でない場合は、車検証の使用者名義人の変更手続きを実施していただくか、経営改善計画書を変更しなければ申請をすることができません。

（問17）途中で指定を取り消された場合、車検を受けるために必要な経費はありますか。

（答17）点検・整備費、自動車重量税、自賠責保険料及び検査手数料が必要となります。ただし、自賠責保険料は新たに出される車検証の有効期間に対する不足期間分のみの支払いとなります。

（問18）営農用以外の使用は一切使用できないものですか。

（答18）主たる目的が営農用となっていますので、一時的な使用は可能ですが、営農用以外の目的で、業務用として使用する場合は、指定の取消しとなります。

（問19）制度についてわからない場合の問い合わせ先はどこですか。

（答19）ご不明な点がありましたら、幕別町経済部農林課農政係（0155-54-6605）までお問い合わせください。

 車検伸長の点検・整備については、整備工場によっては、日数を要することも想定されますので、依頼する整備工場にご確認のうえ、伸長整備が間に合わない場合は車検整備を受けてください。